

特別養護老人ホーム 聖徳荘 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 施設利用料一覧表

平成29年04月01日現在

1. 介護サービス費等(多床室)

(単位:円/日)

区分	介護度	介護サービス費	機能訓練指導体制加算	看護体制加算		夜勤職員配置加算(I)	サービス提供体制強化加算(II)	介護職員処遇改善加算(II)	合計(負担割合別)	
				(I)	(II)				1割負担	2割負担
予防給付	要支援 1	438	-	-	-	-	6	27	471	942
	要支援 2	539							578	1,156
介護給付	要介護 1	599							655	1,310
	要介護 2	666							726	1,452
	要介護 3	734							798	1,596
	要介護 4	801							869	1,738
	要介護 5	866	938	1,876						

※ 介護職員処遇改善加算は、1ヶ月に 60/1000 を乗じるため、日割り計算時においては円未満の処理により多少金額が異なります。

2. その他介護保険が適用される費用(加算が生じた場合) ※ 負担割合『1割負担』の表示となっています。

(単位:円/日)

加算項目	金額	摘要
送迎加算	片道	施設側にて、ご自宅と施設の間を送迎をした場合に加算されます。
	往復	
個別機能訓練加算	56	個別の設定された目標を達成するために、計画的に機能訓練を行った場合、1日につき加算されます。
医療連携強化加算(介護給付のみ)	58	特定の状態にある利用者に対し、介護サービスを行っている場合、1日につき加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	医師が認知症の症状により緊急利用が適当と判断した方に対しサービスを提供した場合、利用を開始した日から7日を限度として1日につき加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症利用者を受け入れた場合、1日につき加算されます。
緊急短期入所受入加算(介護給付のみ)	90	緊急に短期入所を利用された場合、原則、7日を限度として1日につき加算されます。
療養食加算	23	医師の発行する食事せんにより、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食などを提供した場合、1日につき加算されます。
在宅中重度者受入加算(介護給付のみ)		短期入所を利用中、訪問介護事業を利用された場合、1日につき加算されます。
	イ	看護体制加算(I)のみを算定している場合
	ロ	看護体制加算(II)のみを算定している場合
	ハ	看護体制加算(I)及び(II)を算定している場合
	ニ	看護体制加算を算定していない場合

※ [] の加算については、基準日現在において加算されません。

3. 滞在費・食費

※ 負担限度額認定による段階であり、負担割合(1割・2割)には関係ありません。

(単位:円/日)

段階	滞在費	食費		所得要件・資産要件	
		各食負担額	負担限度額	各段階の要件	共通要件
第1段階	0		300	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	世帯が違っていても、配偶者が市町村民税を課税されていない方
第2段階	370	朝食:370	390	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	預貯金等が次の基準を超えない方 ・配偶者がいる方は、合計2,000万円 ・配偶者のいない方は、合計1,000万円
第3段階	370	昼食:580 夕食:430	650	市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	
第4段階	840		1,380	上記、第1段階、第2段階、第3段階以外の方	

4. その他の保険外費用

- (1) 医療機関での診察、治療費及び医薬品代(予防接種含む)
- (2) 理美容代(1回 2,000円)
- (3) その他、ご利用される方の希望により提供される日常生活及び行事に関する実費相当費用